



宮 崎 県 公 報

令和8年9月17日（木曜日） 第 747 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○都市計画の変更（3件）……………（都市計画課） 1	
○都市計画事業の変更の認可……………（ “ ） 1	
○屋外広告物講習会の運営に関する事務委託……………（ “ ） 2	
○公金の徴収に関する事務の委託……………（畜産振興課） 2	
訓 令	
○宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式 を定める規程の一部を改正する訓令の一部を改	
正する訓令……………（財政課） 2	
○賠償等審査会規程の一部を改正する訓令……………（物品管理調達課） 2	
公 告	
○不服申立ての処理状況……………（総務課） 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出……………（団体指導検査課） 6	
○土地改良区の定款変更の認可……………（ “ ） 7	
○地図及び簿冊の認証（3件）……………（農村整備課） 7	
○落札者等の公告…………… 7	
選挙管理委員会規程	
○選挙事務取扱規程の一部を改正する規程…………… 7	

告 示

宮崎県告示第 659号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画の種類及びその名称
 - 種類
宮崎広域都市計画公園
 - 名称
7・6・1号平和台公園
- 都市計画を変更する土地の区域
 - 追加する部分
宮崎市下北方町長ヶ迫及び越ヶ迫の各一部
 - 削除する部分
宮崎市下北方町長ヶ迫及び霧島の各一部

宮崎県告示第 660号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県延岡土木事務所並びに延岡市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画の種類及びその名称
 - 種類
日向延岡新産業都市計画道路

- 名称
3・2・1号安賀多通線
- 都市計画を変更する土地の区域
 - 追加する部分
延岡市祇園町1丁目、祇園町2丁目、構口町2丁目、平原町1丁目、平原町2丁目の各一部
 - 削除する部分
なし

宮崎県告示第 661号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県延岡土木事務所並びに延岡市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画の種類及びその名称
 - 種類
日向延岡新産業都市計画道路
 - 名称
3・4・7号愛宕通線
- 都市計画を変更する土地の区域
 - 追加する部分
なし
 - 削除する部分
延岡市大貫町3丁目の一部

宮崎県告示第 662号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第1項の規定により、令和3年宮崎県告示第 258号による都城広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
三股町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
都城広域都市計画下水道事業 三股公共下水道
- 3 事業施行期間
平成10年1月12日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

宮崎県告示第 663号

宮崎県屋外広告物条例（平成5年宮崎県条例第13号）第34条第2項の規定により、同条第1項に規定する講習会の運営に関する事務を次のとおり委託する。

令和8年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託の相手方の名称	所在地
宮崎県広告美術協同組合	宮崎市恒久4丁目2番16

宮崎県告示第 664号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定に

より、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和8年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
宮崎県農業協同組合	宮崎市霧島1丁目1番地1

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

- (1) 宮崎県畜産試験場において生産した肉用牛等及び生乳の販売業務に係る売払代金
- (2) 宮崎県畜産試験場川南支場において生産した豚枝肉の販売業務に係る売払代金

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日

- (1) 上記2(1)の委託をした日 令和8年4月1日
- (2) 上記2(2)の委託をした日 令和8年4月6日

5 指定公金事務取扱者に委託する期間

- (1) 上記2(1)の委託する期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 上記2(2)の委託する期間 令和8年4月6日から令和9年3月31日まで

訓 令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和8年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第9号

本 庁
各出先機関

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令（令和8年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 [略]	附 則 <u>（施行期日）</u> 1. [略] <u>（経過措置）</u> 2. この訓令による改正前の宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の規定に定める様式による用紙は、 <u>当分の間、使用することができる。</u>

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

賠償等審査会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和8年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第10号

本 庁
各 出 先 機 関
教育委員会事務局
人事委員会事務局
警 察 本 部
労働委員会事務局
監 査 事 務 局
県 議 会 事 務 局

賠償等審査会規程の一部を改正する訓令

賠償等審査会規程（平成19年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（設置） 第1条 職員の賠償等に関する次の事項を審査するため、賠償等審査会（以下「審査会」という。）を置く。 （1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2の8に規定する職員の賠償責任に関する事項（損害の有無及び額、事故に係る職員並びに故意又は過失の有無の審査に限る。） （2） 県の所有に属し、又は県が借り上げる（出張（職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）第2条第1項第3号に規定する出張をいう。）又は赴任（同項第4号に規定する赴任をいう。）のため一時的に借り上げることを所属長が承認した場合を除く。）自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）又は原動機付自転車（同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）の交通事故に係る県の損害賠償責任に関する事項（審査会の庶務） 第7条 審査会の庶務は、会計管理局物品管理調達課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる事項に関するものについては、当該各号に掲げる課が処理するものとする。 （1） 第1条第1号に規定する事項のうち、現金及び有価証券並びに地方自治法第 243条の2の8第1項各号に掲げる行為に関するもの 会計管理局会計課 （2）・（3） [略]	（設置） 第1条 職員の賠償等に関する次の事項を審査するため、賠償等審査会（以下「審査会」という。）を置く。 （1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2の9に規定する職員の賠償責任に関する事項（損害の有無及び額、事故に係る職員並びに故意又は過失の有無の審査に限る。） （2） 県の所有に属し、又は県が借り上げる（出張（職員の旅費に関する条例（昭和29年宮崎県条例第42号）第2条第1号に規定する出張をいう。）又は赴任（同条第2号に規定する赴任をいう。）のため一時的に借り上げることを所属長が承認した場合を除く。）自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）又は原動機付自転車（同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）の交通事故に係る県の損害賠償責任に関する事項（審査会の庶務） 第7条 審査会の庶務は、会計管理局物品管理調達課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる事項に関するものについては、当該各号に掲げる課が処理するものとする。 （1） 第1条第1号に規定する事項のうち、現金及び有価証券並びに地方自治法第 243条の2の9第1項各号に掲げる行為に関するもの 会計管理局会計課 （2）・（3） [略]

附 則

この訓令は、令和8年9月24日から施行する。

公 告

行政不服審査法施行条例（平成27年宮崎県条例第47号）第15条の規定により、令和7年度における不服申立ての処理状況を次のとおり公表する。

令和8年9月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

不服申立てに係る処分又は不作為 （ 根 拠 法 令 ）	審 査 庁	不服申立て年月日	審 理 員 意 見 書 提 出 年 月 日	宮 崎 県 行 政 不 服 審 査 会			裁 決 等 年 月 日	裁 決 等 の 内 容
				諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答申の内容		
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和3年 6月11日	令和7年 8月14日				令和7年 11月20日	認容

保護変更決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和 5 年 6 月 1 日	令和 6 年 11 月 1 日	令和 6 年 11 月 18 日	令和 7 年 3 月 11 日	棄却裁決は 妥当である	令和 7 年 7 月 23 日	棄却
陳謝処分及び出席停止処分（地方 自治法）※	宮崎県知事	令和 5 年 12 月 27 日					令和 7 年 6 月 4 日	一部認容
保護変更決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和 6 年 1 月 4 日	令和 7 年 8 月 14 日				令和 7 年 12 月 4 日	認容
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和 6 年 4 月 14 日	令和 7 年 9 月 19 日	令和 7 年 10 月 7 日	—	—	—	—
精神障害者保健福祉手帳交付決定 処分（精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律）	宮崎県知事	令和 6 年 9 月 13 日	令和 7 年 9 月 4 日	令和 7 年 9 月 4 日				取下げ
予防接種健康被害給付金不支給決 定処分（予防接種法）	宮崎県知事	令和 6 年 9 月 30 日	令和 7 年 3 月 26 日				令和 7 年 7 月 3 日	棄却
精神障害者保健福祉手帳交付決定 処分（精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律）	宮崎県知事	令和 6 年 10 月 7 日	令和 7 年 9 月 11 日	令和 7 年 9 月 11 日	令和 8 年 3 月 23 日	棄却裁決は 妥当である	—	—
精神障害者保健福祉手帳障害等級 変更不承認決定処分（精神保健及 び精神障害者福祉に関する法律）	宮崎県知事	令和 6 年 10 月 29 日						取下げ
介護保険第 2 号被保険者相当要介 護・要支援認定処分（生活保護法 による介護扶助の運営要領につい て）	宮崎県知事	令和 6 年 11 月 27 日	令和 8 年 2 月 6 日	令和 8 年 2 月 26 日	—	—	—	—
保護変更決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和 6 年 12 月 3 日	—	—	—	—	—	—
要介護状態区分の認定処分（介護 保険法）	宮崎県介護保険審 査会	令和 6 年 12 月 3 日					令和 7 年 8 月 26 日	棄却
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和 6 年 12 月 11 日	—	—	—	—	—	—
精神障害者保健福祉手帳障害等級 変更不承認決定処分（精神保健及 び精神障害者福祉に関する法律）	宮崎県知事	令和 6 年 12 月 25 日	令和 7 年 11 月 7 日	令和 7 年 11 月 7 日	令和 8 年 3 月 27 日	棄却裁決は 妥当である	—	—
運転免許更新処分（道路交通法）	宮崎県公安委員会	令和 7 年 1 月 16 日					令和 7 年 9 月 26 日	棄却
運転免許更新処分（道路交通法）	宮崎県公安委員会	令和 7 年 1 月 27 日					令和 7 年 9 月 26 日	棄却
予防接種健康被害給付金不支給決 定処分（予防接種法）	宮崎県知事	令和 7 年 1 月 29 日	令和 7 年 7 月 17 日	令和 7 年 9 月 8 日	令和 7 年 12 月 8 日	棄却裁決は 妥当である	—	—

要介護状態区分の認定処分（介護保険法）	宮崎県介護保険審査会	令和7年 2月12日					令和7年 8月6日	却下
身体障害者手帳交付申請却下決定処分（身体障害者福祉法）	宮崎県知事	令和7年 3月26日						取下げ
保護変更決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和7年 4月9日	—	—	—	—	—	—
搜索及び動産差押処分（地方税法）	宮崎県知事	令和7年 4月13日	—	—	—	—	—	—
業務停止処分（宅地建物取引業法）	宮崎県知事	令和7年 4月23日	令和8年 2月13日	令和8年 2月27日	—	—	—	—
入所措置変更処分（児童福祉法）	宮崎県知事	令和7年 4月30日	令和8年 1月19日	令和8年 2月5日	—	—	—	—
一時保護決定処分及び一時保護委託決定処分（児童福祉法）	宮崎県知事	令和7年 5月7日						取下げ
運転免許更新処分（道路交通法）	宮崎県公安委員会	令和7年 6月2日						取下げ
自動車税種別割減免否認処分（宮崎県税条例）	宮崎県知事	令和7年 6月6日	令和8年 3月16日	—	—	—	—	—
介護保険給付不支給決定処分（介護保険法）	宮崎県介護保険審査会	令和7年 6月13日					令和8年 3月30日	棄却
原状回復命令（自然公園法）	宮崎県知事	令和7年 6月19日	令和8年 3月31日	—	—	—	—	—
身体障害者手帳再交付決定処分（身体障害者福祉法）	宮崎県知事	令和7年 6月30日						取下げ
後期高齢者医療保険料更生決定処分（高齢者の医療の確保に関する法律）	宮崎県後期高齢者医療審査会	令和7年 7月18日					令和8年 2月13日	棄却
運転免許更新処分（道路交通法）	宮崎県公安委員会	令和7年 7月20日					—	—
保護申請却下決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和7年 8月7日	—	—	—	—	—	—
保護変更決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和7年 10月1日						取下げ
児童扶養手当支給停止処分及び返納決定処分（児童扶養手当法）	宮崎県知事	令和7年 10月2日	令和8年 1月29日	令和8年 2月5日	—	—	—	—
生活保護における指導指示（生活保護法）	宮崎県知事	令和7年 10月28日					令和7年 12月18日	却下

指示処分（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）	宮崎県公安委員会	令和 7 年 11月10日					令和 8 年 3 月13日	棄却
法人県民税更正処分（地方税法）	宮崎県知事	令和 7 年 11月12日	—	—	—	—	—	—
要介護状態区分の認定処分（介護保険法）	宮崎県介護保険審査会	令和 7 年 11月14日						取下げ
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和 7 年 11月18日	—	—	—	—	—	—
保護変更決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和 7 年 12月11日	—	—	—	—	—	—
住宅扶助範囲外の通知（生活保護法）	宮崎県知事	令和 7 年 12月16日	—	—	—	—	—	—
費用返還決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和 8 年 3 月 4 日	—	—	—	—	—	—
保護変更決定処分（生活保護法）	宮崎県知事	令和 8 年 3 月 5 日	—	—	—	—	—	—
入所措置決定処分及び解除処分（児童福祉法）	宮崎県知事	令和 8 年 3 月27日	—	—	—	—	—	—
運転免許取消処分（道路交通法）	宮崎県公安委員会	令和 8 年 3 月31日					—	—

※地方自治法に基づく審決申請

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、速日峰土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 9 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 田 友 喜	延岡市北方町早中已 893番地
理 事	大久保 信 幸	延岡市北方町早日渡已 255番地 2
理 事	甲 斐 忠 篤	延岡市北方町早日渡已 435番地
理 事	甲 斐 良 一	延岡市北方町早日渡已 271番地
理 事	中 尾 丈 二	延岡市北方町早中已 689番地
理 事	栄 田 久 博	延岡市北方町早中已1087番地

監 事	末 永 誠 二	延岡市北方町早日渡已 529番地
監 事	甲 佐 宜 行	延岡市北方町早中已 849番地
監 事	甲 佐 常 雄	延岡市北方町早中已 702番地

（任期：令和10年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 田 友 喜	延岡市北方町早中已 893番地
理 事	大久保 信 幸	延岡市北方町早日渡已 255番地 2
理 事	甲 斐 忠 篤	延岡市北方町早日渡已 435番地
理 事	甲 斐 良 一	延岡市北方町早日渡已 271番地
理 事	中 尾 丈 二	延岡市北方町早中已 689番地

理 事	栄 田 久 博	延岡市北方町早中已1087番地
監 事	末 永 誠 二	延岡市北方町早中已 529番地
監 事	甲 佐 宜 行	延岡市北方町早中已 849番地
監 事	甲 佐 常 雄	延岡市北方町早中已 702番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮原堰土地改良区（延岡市）から令和 8 年 8 月 6 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 9 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 8 年 9 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 地籍調査を行った者の名称
高鍋町
- 地籍調査を行った時期
令和 4 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月12日
- 地籍調査を行った地域
大字南高鍋の一部
- 認証年月日
令和 8 年 9 月10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 8 年 9 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 地籍調査を行った者の名称
えびの市
- 地籍調査を行った時期
令和 4 年11月 1 日から令和 8 年 2 月16日
- 地籍調査を行った地域

大字末永の一部

4 認証年月日
令和 8 年 9 月10日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和 8 年 9 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 地籍調査を行った者の名称
高鍋町
- 地籍調査を行った時期
令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月12日
- 地籍調査を行った地域
大字南高鍋の一部
- 認証年月日
令和 8 年 9 月10日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 8 年 9 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 落札に係る調達物件及び予定使用電力量
宮崎県警察本部庁舎（附属棟を含む。）で使用する電気
3, 042, 000 kWh
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部施設設備課管財係 宮崎市旭通 1 丁目 8 番28号
- 落札者を決定した日
令和 8 年 8 月20日
- 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社宮崎営業センター 宮崎市橘通西四丁目 2 番 23号
- 落札金額
57, 086, 464円（消費税抜き）
- 一般競争入札の公告を行った日
令和 8 年 7 月 9 日

選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和 8 年 9 月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

宮崎県選挙管理委員会規程第 3 号

選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

選挙事務取扱規程（平成12年宮崎県選挙管理委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（不在者投票のできる病院等の指定） 第12条 令第55条《不在者投票管理者》第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により県委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設（以下「病院等」という。）は、それぞれ次の各号に該当するものでなければならない。 （1） 病床数又は収容定員が次に掲げる条件を満たしていること	（不在者投票のできる病院等の指定） 第12条 令第55条《不在者投票管理者》第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により県委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設（以下「病院等」という。）は、それぞれ次の各号に該当するものでなければならない。 （1） 病床数又は収容定員が次に掲げる条件を満たしていること

。 ア 病院 医療法（昭和23年法律第 205号）第 1 条の 5 第 1 項 に規定する病院で、おおむね患者50人以上の収容施設を有す るもの又は介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 8 条第28 項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定す る介護医療院で、入所定員がおおむね50人以上のもの イ～エ 〔略〕 （2）・（3） 〔略〕 2～7 〔略〕	。 ア 病院 医療法（昭和23年法律第 205号）第 1 条の 5 第 1 項 に規定する病院で、おおむね患者50人以上の収容施設を有す るもの又は介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 8 条第27 項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第28項に規定す る介護医療院で、入所定員がおおむね50人以上のもの イ～エ 〔略〕 （2）・（3） 〔略〕 2～7 〔略〕
附 則 この規程は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。	